

第3節

三沢飛行場へのF-16等の配備

(昭和60年4月2日)

…Outline…

昭和57年の日米防衛首脳会談において、ワインバーガー米国防長官から伊藤防衛庁長官に対して、青森県三沢飛行場へのF-16配備に関する申入れが行われたのを契機として、日米両政府間の調整が始まった。これに対して、地元の関係市町村からは多数の抗議・要請が行われたが、防衛施設庁は、昭和59年3月、民生安定対策事業に関する具体的な内容を示した上で、地元の要望が強かつ緊急性を要すると思われるものから逐次採択するなどして三沢飛行場周辺の各市町村の理解と協力を求めた。

昭和60年4月2日、F-16戦闘機3機が先遣隊として先行的に配備され、この後の逐次にわたる配備の末、昭和62年7月3日、全50機の配備が完了した。

● 経緯と背景

昭和57年9月、訪米中の伊藤防衛庁長官に対し、ワインバーガー米国防長官から、昭和60年以降、おおむね4年の間に第5空軍隷下に2個飛行隊を有する1個航空団を編成し、青森県に所在する三沢飛行場に配備したいとの申入れがなされた。

配備される航空機は、当時、最新鋭の戦闘機F-16で、機数は40機から50機、軍人及び家族数約3,500名を増員するとのことであった。

政府は、関係省庁間において検討を進めた結果、この措置が、我が国の平和と安全の維持向上に寄与すること及び日米間の安全保障上の結びつきを強め、抑止力の強化を図るものであるとの観点から、基本的に本計画に協力することとし、伊藤防衛庁長官は、昭和57年10月1日、ワシントンで行われた日米防衛首脳定期協議で、上記の方針を米側に伝えた。

本計画の舞台となった三沢飛行場は、昭和46年3月、米空軍のF-4を主力とする第416、第418及び第531戦術戦闘飛行中隊の計54機が韓国の群山基地へ移駐した後は、管理部隊と通信部隊が駐留するだけとなっており、この計画が実現した場合、同飛行場への実戦部隊の配備は14年ぶりとなるものであった。

なお、米側がF-16部隊を三沢飛行場に配備しようとしたのは、我が国の北方空域の防衛力の整備、強化もさることながら、同飛行場が、飛行場としての施設整備面で、受入体

制を整えやすいことが多分に配慮されたものと考えられた。

防衛施設庁は、昭和57年10月1日、青森県をはじめ、地元の三沢市、上北町、六ヶ所村の各首長及び関係者に対しF-16配備を通知し、これに対する協力を要請した。

これを受けて三沢市は、昭和58年2月から5回にわたって各種団体との公聴会、懇談会等を開いて市民の声を聴取したが、F-16部隊の配備と引き替えに各種施設の補助や、基地周辺対策事業の要求が数多く出されたものの、絶対反対の声は一部にとどまった。

しかしながら、革新政党、労働組合、航空機進入表面下町内会連合会、天ヶ森町内会などF-16の配備に反対する団体もあり、これらの団体により、2,600名を集めた反対集会や、全県規模の反対署名運動などの動きも見られた。

以下は、正式申入れを行った昭和57年における防衛施設庁に対するF-16の配備に反対する主要な動きである。

- 10月5日 三沢基地進入表面下町内会連合会（連合会）が防衛施設庁長官あて文書提出
- 同月14日 六ヶ所村平沼部落総会が防衛施設庁長官、仙台防衛施設局長、三沢防衛施設事務所長あて陳情書提出
- 同月18日 連合会が防衛庁長官、防衛施設庁長官、仙台防衛施設局長、三沢防衛施設事務所長あて要請書提出
- 12月17日 三沢市議会基地対策特別委員会において、F-16部隊受入れについて継続審査とすることを決定

また、上十三地方労働組合会議議長ほか革新諸団体は、防衛施設庁が正式に申入れを行った同年10月から12月まで3ヶ月間に、青森県知事、三沢市長、米太平洋軍総司令官、米空軍三沢基地司令官などに対し、F-16配備に関して、実に15件にも上る抗議文、申入書、要請書の類を提出した。

防衛施設庁は、昭和58年に入って、三沢市民を対象にして以下の日程による説明会を開催し、地元の理解の獲得に努めた。

- 2月24日 三沢市商工会
- 3月4日 三沢漁協、農協組合
- 同月7日 三沢青年会議所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ
- 6月7日 三沢市町内会、婦人会
- 同月9日 連合会

これら以外にも、同庁は、仙台防衛施設局を先頭に、本計画実現のため積極的に現地に出向き、三沢市、三沢市議会をはじめ、周辺町村、関係機関、諸団体、地元住民等に対し、再三にわたって説明・説得に努めた。

このような経緯を経て、同年11月、12月に至り、三沢飛行場周辺4市町村（三沢市、上北町、東北町及び六ヶ所村）から相次いで同庁あての要望書が提出された。

また、これと前後して北村青森県知事から防衛事務次官及び防衛施設庁長官に対し、基地対策に係る以下の8項目の要望が出された。

- ① 航空機の安全飛行と基地公害防止対策を強化すること。
- ② 騒音対策を強化し、基地周辺住民の生活環境保全を図ること。
- ③ 民間航空の安定運航を確保すること。
- ④ 予算の増額と補助対象施設の拡大を図ること。
- ⑤ 市町村が住民対策に適切に対応できるよう地元負担を軽減すること。
- ⑥ 基地対策従事職員に係る人件費について国庫負担とすること。
- ⑦ 住宅団地造成と農業振興地域指定の早期解除を実現すること。
- ⑧ 企業誘致を実現すること。

また、三沢市からは次の5項目が要望された。

- ① 「基地対策基金制度」を設け、特別民生安定対策事業費を交付すること。
- ② 住宅団地造成と農業振興地域指定の解除を実現すること。
- ③ 企業誘致を促進すること。
- ④ 民間空港の確保を行うこと。
- ⑤ 防音工事を拡大し、農漁業補償を増額すること。

これらの要望の内容はほぼ共通していたが、中には現行法では対応が困難な項目も含まれていた。

防衛施設庁は、これらの要望を提出した青森県及び市町村に対し、昭和59年3月、民生安定対策事業に関しては具体的な事案を示した上で、地元の要望が強く、かつ緊急性を要すると思われるものから、逐次、採択することとする旨を回答し、各市町村の理解と協力を求めた。

他方で、要望があった「基地対策基金」については、現行法では実現困難であり、今後、引き続き検討していく旨回答して、理解を求めた。

このような同庁による青森県及び三沢飛行場周辺の市町村からの理解と協力を求める努力の結果、地元からは一定の理解を得ることができ、昭和60年4月2日、同年7月に予定されていた本隊配備に先立ち、F-16戦闘機3機が先遣隊として三沢飛行場に着陸し、同日、三沢飛行場において、航空発進中隊、装備品整備中隊及び構成品整備中隊がそれぞれ編成された。

この日の地元の動向は次のとおりであった。

革新系諸団体が、午前7時から正午まで、三沢市内において街頭宣伝、ビラ配布等の抗議行動を行い、同日午後、青森県選出の国会議員、青森県労働組合会議議長、三沢市議会議員等7名が三沢市役所を訪れ「F-16配備を拒否すべきである」等の要請を行い、次いで一行は三沢防衛施設事務所を訪れ、F-16配備に抗議するとともに、米空軍第432戦術戦闘航空団司令官あての抗議文を手渡すよう要請した。

また、これと前後して、青森県教職員組合執行委員長ほか44名が三沢防衛施設事務所に来所し、米空軍第432戦術戦闘航空団司令官あての抗議文を手渡すよう要請した。同日夕刻、三沢市中央公園において「F-16配備反対、核燃料サイクル基地反対、4.2上十三地

方集会」が約350名の参加者を集めて開催され、市内をデモ行進した後、午後8時頃散会した。

「F-16」を実戦配備
米軍三沢基地
青森県三沢市の三沢基地で四日、米空軍のF-16戦闘機本格配備の記念式典があり、新たにF-16八機が追加配備され、第十三戦術戦闘飛行中隊が編成された。日本本土ではF-4などが四十六年に去つて以来、十四年ぶりに実戦部隊が置かれることになる。

F-16は四月二日に整備訓練用として三機が同基地に配備されており、今回の八機は六月三日と今日三日に飛来した。今後八、九月に合わせて十五機が加わり、六十二年までには一個中隊分五十二機が配備される。

この日の記念式典には三沢市民約五十人が招待され、小松山市長も出席した。一方、基地の外では、革新系団体が宣伝カーで市民に配備反対を訴えることにも、レーガン大統領や中曽根首相に抗議の電報を打ち、同基地の米空軍司令官に抗議文を出した。

「F-16配備」の完了を伝える新聞

(昭和60年7月5日 朝日新聞)

同年7月に入り、三沢飛行場のF-16

は8機となり、これに伴い、第432戦術戦闘航空団に第13戦術戦闘飛行中隊が編成され、この編成式典が同月4日午後2時から同飛行場の滑走路前で挙行された。式典には、防衛施設庁長官、航空幕僚長、外務省北米局審議官等が列席し、米側からは、太平洋空軍総司令官ベズリー大將、在日米軍司令官ティッシュー中將（第5空軍司令官兼務）、第432戦術戦闘航空団司令官ライアン大佐等が列席した。また、地元から小松山三沢市長らが臨席した。

三沢飛行場へのF-16の配備は、その後逐次増加し、昭和62年4月3日、第14戦術戦闘飛行中隊が編成され、第432航空団は2個飛行隊を有することとなり、同年7月3日、全50機の配備が完了した。

このようにして、三沢飛行場は、昭和46年にF-4戦闘機部隊が撤収してから14年ぶりに米空軍の重要な実戦部隊基地として変貌を遂げ、現在に至っている。

なお、「再編実施のための日米のロードマップ」において同飛行場は嘉手納飛行場などからの航空機の訓練の移転先地の一つとされ、同「ロードマップ」実施に係る所要の地元調整が行われた（第9章第8節参照）。